

改正

令和6年4月1日告示第52号

羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市修学旅行誘致推進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市外の学校等の修学旅行（以下「修学旅行」という。）に対して、かかる体験活動費用の一部を助成することにより、交流人口の拡大を図るとともに、旅行代理店等へ本市観光情報を発信することで、継続した誘客の拡大に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校
- (2) 生徒等 学校等の児童・生徒及び引率者
- (3) 体験活動 市内の観光施設及び神社・仏閣等における入場及び拝観等並びに市内飲食店内での飲食とする。
- (4) 費用 体験活動に係る料金を指し、宿泊に係る料金を除く。
- (5) 旅行代理店等 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条による登録業者

(助成金の交付)

第4条 市長は、体験活動を伴う修学旅行を企画した旅行代理店等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象事業)

第5条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 修学旅行のうち体験活動を伴うもの
- (2) 本市の他の補助金制度の適用を受けていないもの。ただし、羽咋市合宿等支援助成金交付要綱（平成26年羽咋市告示第43号）にかかる助成金制度の適用を除く。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としないもの
- (4) 営利を目的としないもの

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、体験活動人数に500円を乗じた額とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業終了後、2月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に体験活動の領収証の写しを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、無料施設で体験活動を行った場合は、活動内容が分かる写真並びに施設での集合写真及び行程表を添付するものとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、申請にかかる書類を審査し、30日以内に交付又は不交付を決定し、羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに請求書に記載された口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付に関し、偽りその他不正の行為があったと認められる場合、市長は助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第52号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

羽咋市長

あて

(申請者)

所在地

名 称

代表者

連絡先

羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付申請書兼請求書

下記のとおり、羽咋市修学旅行誘致推進助成金の交付を受けたいので、羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

学校等の名称				
所在地	〒			
修学旅行の実施期間	年 月 日 ~		年 月 日	
体験活動人数	名 (学生等 名・引率者 名)			
体験活動 (施設名)	①		②	
	③		④	
申請金額 (人数×500円)	円			
金融機関名	支店名	種別	口座番号	名義人 (カナ)
		普通・ ()		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動にかかる領収証の写し (活動人数のわかるもの) ・活動内容が分かる写真、集合写真及 ・旅行行程表 			

第 号
年 月 日

所在地

名 称

代表者 様

羽咋市長

羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった羽咋市修学旅行誘致推進助成金については、羽咋市修学旅行誘致推進助成金交付要綱第8条の規定により審査したところ、交付することに決定し、下記のとおり助成金の額を確定したので通知する。

記

助成金の確定額 一金 円